

「教科に関する科目」と学習指導要領

プロローグ

中学校や高等学校の教員免許状は教科毎の免許状となる。英語教員を目指す者は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以後、「教職課程」と略す）において、教育職員免許法（以後、「免許法」と略す）及び教育職員免許法施行規則（以後、「免許法施行規則」と略す）の定める科目を履修しなければならない。「教科に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教職に関する科目」より必要な単位数を取得する必要がある。ここでは、その科目より「教科に関する科目」に注目し、学習指導要領を考慮して、英語教員養成における「教科に関する科目」のあり方について考察する。特に高等学校教諭１種（英語科）を中心に進めることとする。

１ 教育職員免許法施行規則の「教科に関する科目」

日本の教員養成は免許法（昭和 20 年 5 月 31 日公布）と関連法規によって包括的に規定されている。免許取得に必要な最低修得単位数は「教科に関する科目」20 単位、「教科又は教職に関する科目」16 単位、「教職に関する科目」23 単位と定められている。さらに、免許法施行規則第四条別表によれば、英語教員養成における「教科に関する科目」は「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の 4 区分に分かれている。⁽¹⁾法的にはこれ以上のことは記載されていない。あとは実際に教職課程を置く大学の見識が問われることになるのだ。課程の申請に当たっては、文部科学省初等中等教育局教職員課が発行している『教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き』（以下、『手引き』と略す）に基づき行われる。同書はおもに 4 つの部分から成り立っている。

- １ 課程認定の申請要領及び提出書類の様式
- ２ 変更届等の届出要領及び提出書類の様式

3 審査基準等

4 参考⁽²⁾

同書は、文字通り申請の為の事務的な手引きであるため、「教科に関する科目」について4区分の取り扱いなどについての言及はない。もちろん、教職課程の申請をする場合には、文部科学省初等中等教育局教職員課免許係との事前相談との中で、口頭による指導が行われ、成文化されていない部分のニュアンスを盛り込むこととなる。例えば、区分「異文化理解」については、英語文化圏のものであることなど。実際に事前相談の中で「オセアニア文化事情」「国際交流」「西欧文化事情」「国際文化交流」という科目をこの区分に配置したところ、内容を確認するため、シラバスの提出を求められた実務上の経験がある。2004年4月に開学した武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部の教職課程設置に関して、2003年9月より事前相談を行ったが、その中で事例である。設置に関する実務担当者として直接、文部科学省初等中等教育局教職員課免許係との相談にあたったわけであるが、奇しくも「西欧文化事情」「国際文化交流」の教科担当者が筆者自身であったため、口頭で授業内容を説明した。当初より、英語文化圏を扱う予定であったので、「西欧文化事情」ではイギリス文化事情の内容、「国際文化交流」は日英文化交流の内容であることを説明したが、前述の通りシラバスの提出を求められ、その後の指導はなかった。設置科目には「アメリカ文化事情」「アメリカ文化事情」もあったが、これについては何も言及されなかったことを見ると、英語圏を扱っているかどうかのポイントであると判断できる。「オセアニア文化事情」はオーストラリア文化事情の内容であり、「国際交流」は欧米人との交流を中心にした内容であったので、これもその後の指導はなかった。科目名ですぐに判断できないものがシラバスの提出を求められたというのが実状である。昨今、英語教育における「国際理解」あるいは「異文化理解」教育に関する議論が多くなされている。様々な議論はあるが、実際に教職課程の申請で区分「異文化理解」に求められるのは英語文化圏に関わることであった。これは単に英語で教えるとか、異文化を英語を通して教えるということではなく、英語文化圏を扱

うということが求められたのである。成文化されていないものは、こうした事前相談の中ではっきりさせていかなければならない。また、こうしたことが起こりうるからこそ、事務手続き上、「事前相談」が必要となり、『手引き』にもその期間が明記されているのである。

法的な規定の問題、明文化の問題もあるが、『魅力ある教員をもとめて』（文部科学省）によれば、教員の資質能力とは、「いつの時代にも求められる資質能力」＋「今後求められる資質能力」を示し、前者については5項目を挙げている。

- ・教育者としての使命感
- ・人間の成長発達についての深い理解
- ・幼児・児童生徒に対する教育的愛情
- ・教科等に関する専門的知識
- ・広く豊かな教養⁽³⁾

これについては異論を唱える教員はいないだろう。中学校・高等学校の教員が教科毎の免許制度になっていることから、「教科等に関する専門的知識」を身に付けることは当然である。そして、その「教科に関する科目」をどう配置していくかは、教職課程を置く大学の見解によるところが大きいことになる。

2 学習指導要領とは

学習指導要領の法的根拠は学校教育法及び学校教育法施行規則にある。学校教育法には学習指導要領と言う表現はないものの、以下のような記述がある。

第三十八条 中学校の教科に関する事項は、第三十五条及び第三十六条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第四十三条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。⁽⁴⁾

さらに学校教育法施行規則には以下のようにある。

第五十四条の二

中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第五十七条の二

高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。⁽⁵⁾

学校教育法第四十一条にある通り、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」⁽⁶⁾わけであるから、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科が位置付けられている。普通教育に関する教科・科目については、『高等学校学習指導要領』の総則に以下の通りに示されている。

教 科	科 目	標準単位数
外国語	オーラル・コミュニケーション	2
	オーラル・コミュニケーション	4
	英語	3
	英語	4
	リーディング	4
	ライティング	4 ⁽⁷⁾

1999 年の改訂で、外国語が必修科目になったことを受けて、英語を履修する場合には、「オーラル・コミュニケーション」及び「英語」のうちいずれか一方を履修させることになったことは付け加えておきたい。

専門教育に関する教科・科目は以下の通りである。

教 科 科目

外国語 総合英語 英語理解 英語表現 異文化理解
 生活英語 時事英語 コンピュータ・ＬＬ演習⁽⁸⁾

実際にすべての高等学校において、学習指導要領に示されている専門教育の科目を配置しているわけではない。むしろこの中からいくつかを選択しているのが現状である。学習指導要領が各小中高等学校において編成する教育課程の「基準」、特に最近では「最低基準」⁽⁹⁾だとする傾向にもあるように、規制の緩和と同時に時代と共に教育内容が変化することを容認するものと受け取れる。高等学校の中で実際の程度まで教育課程を備えているかといったこともある。特に専門教育においてはその差が著しいと言える。

3 「教科に関する科目」の成り立ち

「教科に関する科目」が「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分あることは前述の通りである。この4区分が必要とされるのは、学習指導要領との関係がある。例えば、「英語学」の区分で配置される科目は、英語学、英語史、音声学、英文法といった科目であるが、おもに英語の構造を扱う区分ということになる。学習指導要領の普通教育、専門教育をみても直接この科目は配置されていないが、英語学、英語史は英語の言語的な構造や変遷を理解するという教員側に必要な内容であり、音声学は発音などを指導する上でもその知識は有効であろう。文法は現在の学習指導要領では、普通教育でリーディング、ライティングの科目が配置され、専門教育で総合英語、英語表現が配置されているが、実際の英文理解やライティングの中で指導するようになっている。科目に英文法が単独で配置されていなくも、当然必要であり、英文理解では、英文の構造を理解する上で文法の説明や解説は必要となってくる。「英語コミュニケーション」はオーラル・コミュニケーション、オーラル・コミュニケーション、英語、英語、リーディング、ライティングといった普通教育の中ではすべてに共通すること

となろう。専門教育は、総合英語、英語理解、英語表現、生活英語、時事英語、コンピュータ・LL 演習などもこれに含まれることになるだろう。大学によっては、インターネット英語といった科目を配置しているところもある。しかし、ここでポイントになることは、学習指導要領の求めるコミュニケーションが一体何かを考えてみよう。

オーラル・コミュニケーション の目標は

日常生活の身近な話題について、英語を聞いたり話したりして、情報や考えなどを理解し、伝える基礎的な能力を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる⁽¹⁰⁾

である。一方、「英語 」の目標は

日常的な話題について、聞いたことや読んだことを理解し、情報や考えなどを英語で話したりして伝える基礎的な能力を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる⁽¹¹⁾

とある。ここで共通している点は「聞く」「話す」を中心にしてコミュニケーション能力を育てることである。学習指導要領の改訂では、これまで「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4領域における言語活動を独立して示していたことを改めて「コミュニケーション活動」としている。「読むこと」「書くこと」はリーディング、ライティングで特に扱われることになるが、その取扱い方を見ると以下の通りである。

「リーディング」及び「ライティング」は、原則として、「オ - ラル・コミュニケーション 」又は「英語 」のいずれかを履修した後に履修させること⁽¹²⁾

とある。これは、「読むこと」「書くこと」よりも明らかに「聞くこと」「話すこと」を優先したことになる。コミュニケーションとは何かと言った定義は学習指導要領には示されていないが、「外国語」の「第1款 目

標」には次のようにある。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。⁽¹³⁾

外国語教育の目標が「言語や文化に対する理解」が主目標であることがわかる。この目標を達成するために、コミュニケーション能力の養成が必要だという主旨である。「言語」に対する理解は、これまで見てきたように、教員としては、「免許法」「免許法施行規則」の定める区分「英語学」を背景に、「英語コミュニケーション」を理解した上で、学習指導要領の示すように生徒が「言語に対する理解」が達成できるように指導することになる。では、「文化に対する理解」はどうであろうか。「免許法」「免許法施行規則」の定める区分「異文化理解」と同じ名称を持つ専門教育の中の「異文化理解」に注目してみたい。

英語を通して、外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図るための能力や態度の基礎を養う。⁽¹⁴⁾

ここで特に注目しておきたいのは、「英語を通して外国の事情や異文化について理解を深める」ことだ。「外国の事情や異文化」とは一体どこのことかということだ。アメリカ、イギリス、オーストラリアといった英語文化圏ということなのか、それとも「英語を通して」という意味から、中国、ベトナム、サウジアラビア、エジプト、ブラジルなど非英語圏も含むのだろうか。さらに学習指導要領には扱うべき6項目の内容が挙げられているので、これらをひとつにまとめると次のように定義できる。

「異文化理解」とは「英語を通して、外国の事情や異文化、具体的には、日常生活、社会生活、風俗習慣、地理、歴史、科学について

理解を深めること」

これはもはや英語教員の教育内容をはるかに越えるものではないだろうか。ここで思い出されるのが、教職課程設置における区分「異文化理解」の設置科目における事前相談である。文部科学省が求めたのは、「英語文化圏」の配置である。つまり、この解釈で学習指導要領を読み込めば、「外国」は基本的には、「英語文化圏の国」ということになる。注意しておかなければならないことは、日本の教育界の四大柱である「国際理解」との混同である。学習指導要領の専門教育の「異文化理解」はむしろ「英語文化圏理解」とすべきではなかったということだ。これが、中国語の学習指導要領であれば、「中国語文化圏理解」となるわけだ。中国語で日本文化を書いたものを読む機会があっても理解できるが、中国語で書かれたアメリカ文化やヨーロッパ社会についての文章を読むことで真の意味で「異文化理解」となるか疑問だ。ところで、学習指導要領の教材に関する考え方は以下の通りである。

英語を日常使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史などに関するもののうちから、生徒の心身の発達段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるもの⁽¹⁵⁾

ここで注目しておきたいのは、「英語を日常使用している人々を中心とする世界」という表現である。つまり、題材の選択においては、英語文化圏を示していると言えるのではないだろうか。目標や内容や取扱いでは明記されていないが、「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の中で「英語文化圏」という表記こそないが、「英語を日常使用している人々を中心とする世界」という表現をよく理解すれば、当然、「英語文化圏」ということになる。「教科に関する科目」の区分「英米文学」については、何も触れてこなかったが、言語の習得にはこうした言語の芸術作品の理解を伴うことは言うまでもないことだ。

エピソード

免許法や免許法施行規則に則り、各大学の教職課程では、「教科に関する科目」の配置には十分な配慮をしている。『手引き』等もあるが、実際には成文化されていない部分をどう理解していくかといった問題がある。教職課程を置く大学で意識しておくべきことは、「教科に関する科目」は法令に基づくことはもちろんだが、学習指導要領の意図を十分に理解し、教員養成の立場から「英語学」「英米文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の4区分のバランスをとることが重要である。特に、「異文化理解」については、何処まで踏み込むべきか、あるいは教育界全体のテーマである国際理解との関連から、「英語＝国際化」という図式にならないように注意したい。英語はあくまでも一教科であるということだ。教育界全体のテーマの「国際理解」は「教職に関する科目」の「総合演習」で扱われるべき内容である。また、「教科又は教職に関する科目」でも扱えるかもしれない。

教員養成では学習指導要領は無視して進めることはできないが、ここにすべが明記されているわけではない。重要なことは、教職課程の設置者はバランスの取れた科目の配置と教員養成に携われる者は、学習指導要領に書かれていない部分をどう理解するかだろう。文部科学省も、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することは、「各学校の判断」⁽¹⁶⁾としていることを念頭に入れ、教育者としての使命感に溢れた教員を養成していきたいものだ。

注

- (1) 文部法令研究会監修『文部法令要覧』（ぎょうせい、2004年1月）より。
- (2) 『教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き』（平成17年版）（文部科学省初等中等教育局教職員課）の目次より。
- (3) 『魅力ある教員をもとめて』（文部科学省ホームページ。http://www.mext.go.jp/a_menu/shoou/miryoku/03072301/01.htm）
- (4) 『文部法令要覧』より。
- (5) 『文部法令要覧』より。

- (6) 『文部法令要覧』より。
- (7) 『高等学校学習指導要領(平成 11 年 3 月)』(国立印刷局、2004 年 1 月) p.3.
- (8) Ibid., p.5.
- (9) 柴田義松・宮坂琇子・森岡修一編『教職基本用語辞典』(学文社、2004 年 4 月) p.39.
- (10) 『高等学校学習指導要領』、p.119.
- (11) Ibid., p.122.
- (12) Ibid., p.129.
- (13) Ibid., p.119.
- (14) Ibid., p.380.
- (15) Ibid., p.383.
- (16) 「新しい学習指導要領についての Q&A」(文部科学省ホームページより。
<http://www.next.go.jp/shuppan/sonota/010801.html>)

10 月 14 日記